



## 謹賀新年 ～2026年「午年」の新年を迎え～

理事長 水田 雅博

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、2026(令和8)年の新年を穏やかにお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

平素から、朝田教育財団の運営に多大なるご支援・ご協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

今年は、60年に一度の「丙午（ひのえ・うま）」です。丙午の年は、「勢いとエネルギーに満ちて、活動的になる」年と言われています。皆様と共に当財団におきましても「道」を切り拓くような年とするよう気持ちを引き締めて参ります。

### 「平和な社会」への祈願

昨年、第219回臨時国会において、衆参両院で首班指名選挙が行われ、第104代内閣総理大臣に高市早苗総裁が指名されました。我が国初めての女性総理大臣の誕生でございます。性別や政党は兎も角、自らの言葉で議会答弁の出来る政治家の大きさとともに「戦後80年」が過ぎて、新しい一步が踏み出されたと感じました。

しかし、新しい年が明けても国際的な紛争の報道が絶えない日が続いています。先の大戦を知らない世代が大多数となった今日も唯一の被爆国として、「平和」な社会を願わずにはいられません。一方、政府が自衛隊の階級名などの変更を検討していることが報じられました。また、政権幹部による核兵器保有発言がありました。平和憲法のもと「非核三

原則」の決意を表明している我が国は、戦後復興の中で「自衛隊」との名称で創設された経緯を踏まえ、軍事力として行使されることのない「平和な社会」を祈願する次第です。

### 奨学生への期待！

当財団の公益目的であり中心事業「奨学事業」は、朝田委員長が「経済的に厳しいから」という理由だけでなく、自らの立場を自覚し、「社会の発展に照応した能力を身につける」ことを通して「社会に有為な人材」として成長していただきたいとの期待が込めて創設された事業であります。前年度から、より有為な人材育成を目的とし、最大月額4万円を限度として、一部返還免除制度を導入致しました。現在4人の奨学生も様々な資格の取得に挑戦しているところです。

昨年11月23日に今年度第2回目の「奨学生の集い」が開催されました。詳細は別掲の通りです。

当財団の監事であり弁護士でもあります国府泰道先生の「自分の人生をどう生きるんや」というお話しに触発されて、今後の学業や資格取得、さらには研究への意欲を持たれたことだと思います。

朝田委員長は、常に「自己の能力を絶対的に高める」と、どんな仕事についても「一人前になる」ことを求められていたと聞きます。そして、自らがどのような社会的立場にあるのかを考え、その中で「一人前」になることが社会的信用を形成する上でも大切であるこ

とも述べられていました。

参加した理事からも「自らの生き方にも相通じるものがあった。」と部落差別の本質（生産関係における位置付け）に通じる「一人前」の重要性も追求できたようです。

今年は、また奨学生の皆さんと語り合いたいと考えています。

## 「差別されない権利」

新年にあたり、「差別」について考えました。憲法14条1項によって差別は禁止されています。朝田委員長は、部落問題の認識は「日常、部落に生起する問題で、部落にとって部落民にとって不利益な問題は一切差別である」という命題に始まって、この命題に終わるとされていました。一方で今日、憲法学者の木村草太氏は、「人間の類型に向けられた蔑視感情や嫌悪・侮辱などの否定的な評価、ないしそれに基づく行為」が差別であると説明されています。つまり「不利益な扱い」そのものが「差別」と繋がるのです。

東京高裁において、「平穏な生活を送る人格的な利益を侵害する行為」として「差別されない権利」が普遍的であることを示されました。永年に亘る運動の正当性を裏打ちするものであったと存じます。

当財団においては、「差別されない権利」をより具体化していくために、毎年開催をしております「同和教育研修会」において、朝田委員長が示された命題を追い続けております。とりわけ、第39回の研修会では、「各地の生活実態調査から部落差別を考える」とのテーマで、関西大学の内田龍史教授、当財団の森本弘義理事、吉田善太郎理事から、大阪府、京都市崇仁学区、兵庫県たつの市の発表をして頂き、「差別されない権利」をより明らかにして頂きました。今後もこうした研修会の機会を積極的に活かしていきたいと考えます。

## さまざまな「節目」

### 【松井珍男子顧問の米寿】

昨年、前理事長の松井珍男子顧問が、お元気に「米寿」を迎えられました。この機会に当財団として、松井顧問と永年のご縁のあるNPO法人「くらしネット21」、ゴルフ仲間の「八八会」両団体の皆様との共催で「祝う集い」を開催致しました。

「祝う集い」では、松井顧問のお人柄も現れ、多くの参加者の皆様と和やかな雰囲気の中で宴は進み、当財団の朝田華美副理事長や竹口等理事・事務局長をはじめ多くの方々から温かいメッセージがありました。松井顧問の挨拶状には、「和歌山から立命館大学に入学、朝田委員長と出会い、部落問題解決に立ち向かいながら、京都市役所に奉職、7代の市長に仕え、様々な事業に知恵を出して関わって」来られた人生を振り返っておられました。



松井珍男子様の「米寿」を祝う会

### 【元副理事長 朝田勝三様の百歳】

朝田勝三様は、当財団の設立当初から副理事長として、財団運営に対し、常に財政面も含めてご支援を頂いた「大黒柱」のような存在でした。残念ながら、2014年5月19日に88歳で旅立たれましたが、ご存命ですと本年2月5日に生誕100歳を迎えられます。現在、朝田華美副理事長が、しっかりとお父上と同様の存在感を発揮して頂いていますが、この機会に改めまして、感謝と哀悼の意を表したいと存じます。



なお、朝田勝三様が創業されました近畿建物（株）は、昨年の秋、創業の地、聖護院蓮華藏町において、地域の賑わいの拠点ともなります「2Wa∞」というビルを完成され、新たにスタートされました。「2Wa∞」は、東山連峰の稜線をモチーフに緩やかな屋根が交差するデザインと岡崎の豊かな景観を基調に機能美を備えた風景と調和する建築です。お近くにお越しの際は、是非立ち寄って下さい。



2Wa∞(ニワツーダブリューエー)

### 【私 社会人50年】

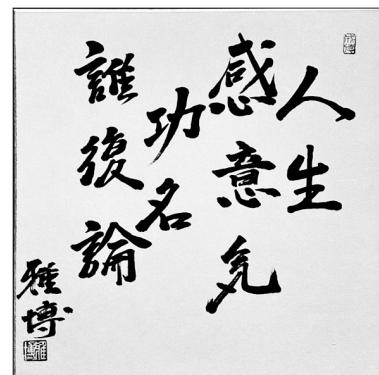
新年にあたり揮毫しました

松井顧問の米寿のお祝いに「くらしネット21」の後藤直先生と打合せの際、過去を振り返ることがありました。社会人1年目の民間企業を経験した後、京都市教委の学校指導課に配属となりましたが、その時の課長が、第7代嘉楽中学校長を務められた山内玲先生。書道家でもある山内課長から、「君にこの言葉をあげるよ！」と言われ頂いた色紙に書かれた文字が「人生 意気に感ず」でした。これは、唐時代の魏徵作述懐から引用された語句で、「功名誰かまた論ぜん」と続きます。以来、私の座右の銘としていますが、そのよ

うなことを思い出しながら、社会人50年が経過したことに気付いたのです。

山内課長からは、嘉楽中学校時代の千本のお話をよく聞かせて頂きました。後任の課長は、崇仁小学校一筋で第15代校長の重乃野保先生。二人の課長から多くの現場の熱意ある教育実践を肌で感じることが出来ました。

「人生意気に感ず…」は、諸説ありますが、私は、「人は相手の心意気に感動して行動するものであり、手柄や名譽といった功績は問題ではない。」と理解しています。新年にあたり、この50年を振り返り書いてみました。



### 新しい年の出発に

嬉しい近況報告です。過去に財団の奨学生として卒業し、教職に就いていた人物が、今回更に大学院での学習を始めました。そして、教員としての能力向上と共に特別支援学校における部落問題解決に向けても積極的に取り組まれているため、今年度改正した奨学金規程を活用し、再び奨学生として採用させていただきました。今後の頑張りを期待しています。

また、「朝田善之助賞」も多くの人に関心を持って頂き、「研究」事業も充実し、第3回の研究助成も4人の方に応募頂いています。そして、「朝田善之助記念館」開館以来、進めて参りました付属図書室の史資料の公開も様々な条件を整え、人権に関し充実した資料保管施設として、今春には皆様に披露できることとなりました。

こうした「新たな出発」を財団の大きな力とし、2026年の諸事業を推進して参ります。本年も変わらぬご支援・ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

# 「市民的権利の保障」 を求めて

## ～2020年姫路市、 国勢調査結果による 部落の現況～

朝田教育財団理事 吉田 善太郎

### はじめに

政府による部落（「同和地区」）の生活実態調査が長い間行われていない。しかし、インターネット上の動画に示されるように、部落は依然として厳しい生活環境のもとに置かれている。ユーチューブ「旨塩きゅうり」では、部落を名指し（地名の摘示）はしていないが、見るべき人が見ればそこが部落であることが分かるし、「住みたくない」環境として映し出されている。このような現象は、部落の人々に「市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていない」結果として現れている。つまり、生活環境の劣悪さそのものも就職の機会均等をはじめ、教育の機会均等、居住・移転の自由等の権利が保障されていない結果として表れているということである。

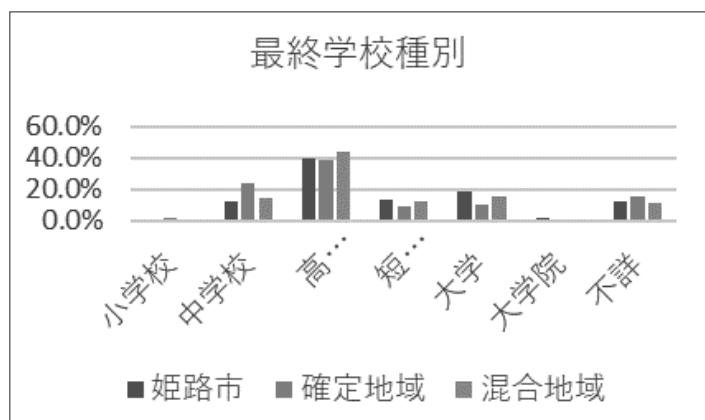
ここでは、2020年実施の国勢調査結果の小集計結果及び人権についての意識調査等における部落の土地に対する「忌避意識」の現状を基にこれら「市民的権利」が保障されていない現状を明らかにする。さらに、「国勢調査」に依らず、「国及び地方公共団体」の責任において「生活実態調査」を実施し、現実の課題を明確にするとともに、部落問題解決にとって「最も重要な課題」である「就職の機会均等の権利の保障」をはじめとする様々な施策の実施を求めるものである。紙面の都合上、集計表は掲載しない。

### 1. 最終学歴状況

調査では「最終卒業学校の種類別人口」（以下、「最終学歴」という）が示されている。

姫路市域には25地域の同和地区があり、その内16地域は「町丁字界」（行政界の最小単位）で確定できる。本稿はこれを「確定地域」と呼ぶ。文中では「同和地区」あるいは「部落」で記すこともある。また、残る9地域は、より大きな「校区」の町丁字界に集計されており、これを「混合地域」として示す。

まずははじめに、「最終卒業学校種別」（以下「最終学歴」という）の状況を示す。なお、%は卒業者総数に対する比率として示した。



姫路市全体の最終学歴状況を見ると、小学校卒業が0.9%、中学校が12.5%、高校・旧中では40.2%、短大・高専では13.5%、大学は18.6%、大学院は1.9%、不詳が12.5%となっている。さらに後述するが、不詳が12.5%、在学者が7.4%である。

これを「確定地域」の状況で見ると、小学校で終わっている人が1.5%、中学校までが23.7%、高校・旧中では38.5%、短大・高専では9.6%、大学では10.5%、大学院は0.6%、不詳が15.5%、そして在学者が4.8%、となっている。

比較してみて分かるように、単純に小・中学校のいわゆる義務教育段階で終わっている人の比率が、姫路市の13.4%に対して、「確定地域」のそれは、25.2%と約二倍近くの開きがある。さらに、高校以上の高校・旧中と短大・高専を加えた、中等教育段階では、姫路市が53.7%、「確定地域」が48.1%と逆転し、また大学以上の高等教育段階（大学と大学院を加えたもの）では、姫路市が20.5%であるのに対して、「確定地域」のそれは11.1%にとどまり約2倍近くの格差がある。こうした状況は、中等教育でも若干の格差はあるが、それ以上に義務教育段階と高等教育段階では姫路市と「確定地域」との間における「進学格差」が「ハサミ状格差」の様相を呈しているを見て取ることができる。

## 2. 変わらない「進学格差」

こうした「ハサミ状格差」の傾向について2010年調査と比較してみると、以下の通りである。

まず姫路市全体の最終学歴状況では、小・中学校が18.1%、高校・旧中が43.2%、短大・高専12.5%、大学・大学院が16.5%、不詳が9.7%となっている。

これに対して、確定地域では、小・中学校

33.6%、高校・旧中で42.0%、短大・高専で7.0%、大学・大学院で7.8%、さらに不詳が9.6%である。

男女別の傾向もほぼ同様と言つていい。

こうした傾向は「混合地域」においても同様であり、2020年調査においても同様である。ということは、「混合地域」から「確定地域」を抽出することができればさらに格差の傾向はより顕著になると思われる。

なお、別表の「在学者」の割合においても一定の格差が示されている。特に、高等学校以上における「在学者」数の低さが示されていると考えられ、ここにおいても「進学格差」の存在を見ることが出来る。

また、調査結果において「不詳」の分析も必要である。相対的に「不詳」の割合が「確定地域」の方が高い。通常、大学や大学院といった高学歴学校の卒業ないしは終了の記憶を「忘れる」ということは考えにくく、どちらかというと「小・中学校」での卒業に対する記憶の不明確さが反映しているのではないかと考えられる。回答者の「年代別」の属性が明らかになればさらに明白になると思われるが、何れにしても「不詳」の割合が「小・中学校」に反映されるとすればさらに「進学格差」における「ハサミ状格差」の状況がより激しくなっていると考えられる。

以上のように、学歴状況における「ハサミ状格差」の傾向が示すものは、義務教育学校段階で終わっている人の割合は部落の方が高く、高校以上の「上級」学校に行けば行くほどに部落の割合は低くなっているということである。しかも、2010年調査と2020年調査を比較しても同様の「ハサミ状格差」が確認でき、教育の機会均等の権利が保障されてこなかった実態が明らかになっている。

つまり、以上に見た部落の学歴状況は、結論として、明治以来今日においてもなお部落

の人々に「市民的権利」のうちの「教育の機会均等の権利」が行政的に不完全にしか保障されていない現実が明らかになっていると言える。

### 3. 職業構造に見る部落の状況

このような「最終学歴の格差」が「労働力の質」にどのように反映しているのかを考える。

同じく2020年実施の国勢調査における「職業（大分類）別就業者数（15歳以上）」の調査結果を利用する。

分類にしたがって、

「A－管理的職業従事者」「B－専門的・技術的職業従事者」「C－事務従事者」「D－販売従事者」「E－サービス事業従事者」「F－保安職業従事者」「G－農林漁業従事者」「H－生産工程従事者」「I－輸送・機械運転従事者」「J－建設・採掘従事者」「K－運搬・清掃・包装等従事者」「L－分類不能の職業」に示された数字を見る。以下、それぞれをアルファベットで表示する。

姫路市全体で見ると、

Aは1.9%、Bは16.2%、Cは17.8%、Dは12.0%、Eは11.5%、Fは1.8%、Gは1.0%、Hは18.8%、Iは3.6%、Jは5.1%、Kは7.4%、Lは2.8%となっている。

これに対して、「確定地域」では、

Aは1.4%、Bは11.1%、Cは12.3%、Dは9.3%、Eは11.9%、Fは1.4%、Gは0.6%、Hは24.0%、Iは4.6%、Jは8.9%、Kは9.7%、Lは4.8%である。

明らかに、A～Cの比較的「高学歴」を要する職業については、姫路市の方が高く、これら三つの職業を合計すると姫路市では35.9%であるが、「確定地域」では24.8%と姫路市の7割にしか満たない。一方で、Hの生産工程従事者では、姫路市の18.8%に対して、「確定地域」では24%と逆に高く、さらにL～Kの概ね「肉体労働」と見られる職業に従事する

人の割合は、姫路では17.1%に対し「確定地域」では23.2%と5%の差が見られる。

また性別で見ても特徴的な部分をあげると、男性では姫路市のBでは14.0%に対して「確定地域」では8.1%、Cでは11.7%に対し6.5%と、「確定地域」が二倍近く低いという格差の状況が見られ、逆にH～Kまでの職業では、姫路市では47.5%であるのに対して「確定地域」では61.8%と約1.3倍の開きが見られる。

同様に、女性では、姫路市がBは19.0%に対し、「確定地域」では14.9%、Cでも25.4%に対し19.6%と明らかに低く、Hでは10.5%に対し17.6%と「確定地域」の割合が高くなっている。特に女性の場合、全体的にサービス事業従事者としての就業が、姫路市では18.9%であるのに対して、「確定地域」では19.9%と高い状況が見られる。

このように職業別就業状況だけを見ても「確定地域」が一定の格差のもとに置かれていることが理解出来る。しかし問題は、「差別の本質」によって示されているように、部落の人々の「生産関係から除外」された状況が、それぞれの職業においてどのような位置付けにあるのかが明らかにされなければならない。この観点から見る限り、調査結果における格差の状況はまさに部落の人々のおかれている位置づけの低さを証明しているに過ぎない。

### 4. 収入に反映する職業別就業構造

さらに、こうした職業別の就業状況に対する収入状況への反映について、「2024(令和6)年度賃金構造基本統計調査」結果の「（職種）第2表」の「職種（大分類）、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）」を活用する。（賃金統計では職業が職種として表記されているが同じ意味である。）検討材料として「10

～99人」を取り上げる。また、年収額表示は、調査結果表中の「きまつて支給する現金給与額」（月額）を1年、12ヶ月で、月額を12倍し、それに「年間賞与その他特別給与額」を加えたものを年収額として算出した。

その結果、管理的職業従事者が705万円と際立って高く、続いて専門的・技術的職業従事者の498万8千円、さらには事務従事者の431万円と、販売従事者の476万2千円が高いのが分かる。輸送・機械運転従事者の436万8千円、建設・採掘従事者の461万4千が目立つ。結局、比較的高学歴を要する職業は年収額も高くなっている。このような職業別の年収額と先に見たそれぞれの職業別就業者数の割合を当てはめてみると、姫路市全体では、A～Cまでの職業従事者は35.9%と、約半数を占める。それに対して、「確定地域」では24.8%であり、先の「最終学歴状況」と重ね合わせてみると「ハサミ状格差」が収入に及ぼす影響の大きさが示されている。

また、男女差を見ても、すべての職業別年収額の平均でみると、約110万円近くの格差が存在している。個別的な職業別でみても、管理的職業従事者にあっては95万4千円、販売従事者において178万1千円の開きが見られる。その次に格差の大きい職業は生産工程従事者で、145万8千円となっている。こうした年収額における男女別格差がそのまま生活格差に反映することはいうまでもない。

調査では、中分類や小分類における就業状況が明らかになっていない。同時にそれぞれの職業、ないしは職種においてどのような位置（職階や役職等）に位置付けられているのかが明らかになっていない。しかし、「確定地域」の専門的・技術的職業従事者や事務従事者への就業の低さと、女子のサービス事業従事者及び生産工程従事者としての就業率が高いという現実は、年収額という収入において

も「ハサミ状格差」を反映して、より厳しい状況の様相を呈していることは容易に推測可能である。

## 5. 明らかになった「市民的権利」の保障要求

以上、2020年国勢調査の小集計結果から部落における「最終学歴状況」「職業（大分類）別就業状況」と2024（令和6）年の賃金統計調査における「職業別年収額状況」との関係を見てきたが、何れにおいても一定の格差のもとに置かれていることが明らかになった。

第一に、先に示した「最終学歴」における格差は、これまでの「進学格差」の現実をも現しており、部落の人々に未だ「市民的権利」である「教育の機会均等の権利」が不十分にしか保障されていないことが明らかになっている。

「教育の機会均等の権利」が保障されていないことによって、部落における「文化資本」としての学習刺激が低いことを物語っている。同時に、上級学校に進学するというロールモデルの少なさとなって現れている。具体的には、部落の子どもたちにとって、身近な存在としての「大学進学」や「大学院進学」といった「刺激」が少ないということの証左でもある。同時に、それだけ部落の子どもたちにとっては学習刺激が少ないということになり、進学希望そのものが低く抑えられる結果ともなる。

また、男女別の特徴で見ても、義務教育学校、とりわけ小学校卒業で終了している割合が女子に高く、大学以上になると男子の割合が高くなっている。

特に、短大・高専への進学を見ると、男子に比較して女子は3倍近くの高い割合を示しており、短大への進学の大半を女子が占めているということが分かる。

「教育の質は労働力の質を規定する」と言われるが、まさに女子の社会進出における地位の低さを裏付ける結果となっている。

こうした状況は「部落差別の本質」で示された「就職の機会均等の権利」が保障されず「主要な生産関係から除外」されている状況を端的に示している。このことは、「同和対策審議会答申」が指摘した、部落問題解決にとって「最も重大」とされた「就職の機会均等の権利」の保障が今日においても解決されていないことを示している。

### 6. 見えない「現実」の影響

「混合地域」（9地区の）全体を姫路市と比較しても上記と同様の傾向が見られる。最終学歴状況のところでも触れたとおり、部落を含む校区においても、姫路市全体と「確定地域」における格差の状況において同様の傾向が見られることは、「混合地域」に含まれる「確定地域」を単独で抽出することができれば、先に見た「ハサミ状格差」はより大きな「角度」を持って現れてくることは想像に難くない。

こうした部落における最終学歴状況に現れた格差は、部落の子どもたちの進学意欲を低下させると同時に、一般地域における教育刺激、さらには一般地域における子どもたちの学習刺激を低下させる要因になっていることも容易に伺うことができる。

特に「確定地域」において、社会の発展に照応した能力を身につけるという「大学・大学院」への進学刺激としての「ロールモデル」の少なさは、部落の子どもたちの「進学意欲」や「学習刺激」に及ぼすマイナスの影響は計り知れない。

結果的に、部落の子どもたちの進学意欲の低下ないしは低さは、一般の子どもたちの進学意欲にも影響し、学校全体としても教育的刺激に欠ける結果をもたらすのである。

こうした状況はまさに「部落差別の社会的存在意義」の役割が顕在化したものとして捉えることができる。

「進路」（進学率等）にかかわる実態調査が行われていないので「不明」ではあるが、例えば、大学進学率では、姫路市では約60%程度であるが、部落の子どもたちのそれは40%にも満たないのではないかと思われる。このような「見えない『現実』の影響」を克服することは、部落の子どもたちの「大学・大学院」への進学率を向上させることによって姫路市全体の進学率を向上させることは明らかである。

かつて、京都市における学力保障の取り組みによって部落の子どもたちの進学率の向上と大学進学率の向上がはかられた結果、京都市の大学進学率は8割に達する程までになっている。部落の子どもたちに対する学力保障、いわゆる「底上げ」によって、全体的な学力の向上が見られたのである。

こうした意味からしても、姫路市における部落の子どもたちに対する学力保障、さらには部落の子どもたちと共に社会的に弱い立場に置かれている子どもたちの学力を向上させることは姫路市全体の学力向上に大きな影響を及ぼすということである。

### 7. 忌避意識の動向

併せて、近年の人権意識調査で明らかになっている「同和地区や同和地区を含む小学校区内にある住宅の購入・賃貸」に対する「忌避意識」の動向は一定の「普遍性」を持っている。特に、「同和地区を避ける」という層が「2割」という「岩盤忌避層」を形成していることに表れている。それは単なる「偏見」や「同調意識」さらには「見なされる」ことによる忌避という傾向はあるものの、最初に述べた「旨塩きゅうり」に示される厳しい生活環境（こうした状況そのものが差別ではあるが）とともに、以上に見てきた国勢調査結果に見られる状況が、部落の人々の置かれている社会的に低位な位置付けを明らかにしており、その

反映としての「忌避意識」の表れとなっているのである。これらの状況は「明治以来」の政府による部落問題解決に向けた施策の「無策」という「差別行政」によってもたらされていると言わざるを得ない。

### おわりに

同対審「答申」が示されてから本年(2025年)は、60年を経過している。

「答申」では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」とされ、さらに「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。」として、部落問題解決にとって「市民的権利を保障」することが重要な課題として指摘されている。

「市民的権利」を並列的に捉えている点では若干問題はあるが、「これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、

このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。」として、市民的権利の中でも「就職の機会均等の権利」を保障することが最も重要な課題であると指摘した。

先に見た「最終学歴状況」は、部落の人々に「教育の機会均等の権利」が保障されてこなかったことを証明するとともに、「職業別就業構造」は、「就職の機会均等の権利」が保障されていない「現実（＝差別）」を明らかにしたものである。そのことが「年収額」の格差に表れている。この意味で、「答申」のいう「就職の機会均等の権利」を保障することが「最も重要な課題」であることを裏付けている。以上のように、国勢調査結果と「忌避意識」によって「差別」の事実を導き出すことができた。

こうした課題の解決は、現行憲法で保障されている「基本的人権の保障」という枠内では解決し得ない課題であり、「基本的人権」のさらなる「深化」によってもたらされる「市民的権利の保障」でなければならない。

「国及び地方公共団体」の責任において、部落の「生活実態調査」を行い、民主主義的権利の「基底的」権利である「市民的権利の保障」のための具体的施策を実施すると同時に、こうした「市民的権利の保障」を要求することが運動団体をはじめ「市民」にあっても求められている。

(西播磨部落問題学習会事務局長)

# 2025年度第1回 奨学生の集い 「自分の人生を どう生きるんや」

講師 朝田教育財団監事

国府 泰道

去る、11月23日奨学生の集いを行いました。新しい奨学生に加え、役員の皆様も多数参加して頂き、活発な意見交換を行うことができました。以下、当日の講義を要約させて頂きます。

## 1. 自己の置かれた立場を自覚する

最初に今回の依頼を受けて、何を話そうかと思ったのですが、表題を「自分の人生をどう生きるんや」としました。これは奨学生の皆様への問いかけであり、激励の言葉だと理解して頂ければと思います。私が朝田委員長や部落解放運動の先輩から教わってきたことを、伝える良い機会を頂いたなと思っています。

私が生まれたのは、京都府亀岡市のとなり、八木町という農村で、14、5歳の頃、解放運動していた父親につれられ、朝田委員長のいる田中部落を訪れたのが最初の出会いでした。同志社高校に入学し、2年生くらいから朝田委員長のところへ出入りするようになりました。ちょうどその頃、水平社50周年記念の様々な集会が京都で行われており、第三回奨学生集会が京都で行われました。私もその集会に参加し、先輩から色々教わりました。（国府氏は、その集会で懸賞論文に応募し、表彰されました。編集者注）

鬼軍曹とよばれた先輩もいて、そんな方々が出入りする若者をよく指導していました。その当時聞いた内容などから、今日はお話ししたいと思います。よく言われたのが、自分

が部落民だという事を自覚するのが、自己の置かれた立場を自覚するという事だというものです。でもこれは、単に知るということではなくて、自分が置かれている客観的状況そのものが、自分の考え方を作り出しているという事を言っています。部落の場合は周囲に大学に行っている人が少ない、親の世代では義務教育を終えてすぐ働く人が多かった。そんな中で高い目標を持てと言われても別世界の話で、目標の低さ、目標を持つことできない状況に置かれているという事を、先ず理解する必要があるという事です。

私は高校卒業後同志社大学の法学部に入りました。大学には全国から多様な人が入ってきます。大学に行く、行かないといでは、自らが体験できる事の幅の広さが大きく異なります。奨学生の皆様は今そういう素晴らしい環境にいる事を知っていてください。これは私の息子の話なのですが、友達に親も叔父も祖父もみんな医者という子がいました。その子も当然自分は医者になるものだと育ってきたらしいです。ところが、我々部落の周りを見てください。私より上の年代で、医者になられた方はほとんどいなかったし、私も医学部に入ろうとは夢にも思わなかった。私の大学の同級生で全ての単位を3年で取得して、残りの1年を海外留学して過ごした人がいました。そんなやり方があるのかと驚きましたが、彼には大学教授の父親がいて、そういう情報が入りやすい環境だったのでしょうか。本人も卒業後は大学教授になって定年をむかえたそうです。

このように大学進学は、多様な人との出会いの機会（刺激）を与えてくれます。また人の経験を学ぶことができる。情報を得ることができる。という事が言えると思います。私は3年生まで日本法制史の勉強をしていたのですが、就職を考える時期になり、司法試験を受験しようと思い、民法の先生のゼミに入りました。そこには司法試験を目指す人が何

人もおり、どんな勉強をすれば良いのかなど、知ることが出来た。刺激のある環境に自分を置くことで、ものの考え方も意欲も変わっていくのだという様に思います。

## 2. 存在(客観的状況)が意識を規定する

-君の考えていることは「180度違う」(逆さまの考え方をしている)と言われたらどう思う?-

「君らは自分の損する考え方ばかりしている」とよく朝田委員長に言われました。自分はまともだと思っていても自分が本来考えなければならない事と、反対の事を考えている。「雪隠（せっちん）虫、便所の臭さ知らず」と言われるように、非常に限られた環境の中で、自分が何かを選択する事は、例えば「俺いいねん、体動かすの好きやから工事現場の仕事するねん。」というのは、これが非常に広い選択肢の中から選択した事なら、まだいいのだけれど、部落の場合そうではない。反対に、選択肢を多く持てるというのは、それだけ能力が高い状態、どんな仕事にもつけるという事です。大学教授をしながら別の場所では、絵画や音楽などの活動もしている人もいます。これは様々な能力を身に着けた上の選択肢の広さだと思います。そういう事でいうと、我々の育ってきた環境は決して幅広い選択肢を与えてくれた場ではないという事を、常々考えておかなければならない。ここでいう「180度違う」という意味は、自分で考えていると思っていることは、自分が置かれた状況がそう考えさせているだけで、自分にとって良い事とは限らない。より良い選択をする為には、様々な刺激を受けて選択肢を広げていくことが、非常に大事だという事です。

## 3. 自己の能力を高める

年収300万か700万の仕事があったら、どちらを選択するかと聞かれると、当然700万の仕事に就きたいとなるでしょう。日本の産業

構造として、大企業と中小企業との格差が、ちょうどこれくらいだといわれていますが、資本主義社会では現実的に私たちの労働力は商品であり、商品価値が高いほど良い条件で買い取られます。自己をより高く売りたいと思えば、それには教育によって高い能力をつけるという事が必要になります。小学校から大学を卒業するまで、教育の場でやっているのは、商品価値を上げて、働く選択肢を広げていることになるのです。その中で奨学生の皆様は今まさに大学という仕上げの大切な段階だといえます。

私自身、大学を卒業するころ親戚には、早く就職して親を楽にしてやれとも言われましたが、朝田委員長や父親などの運動関係者は司法試験にチャレンジしろと激励してくれました。当時司法試験は年間500人くらいしか受からない難関でしたが、結果的には八木町で第一号の合格者となりました。これも180度違う考え方をしていないか、狭い選択範囲でものを考えているのではないかなど、自己の置かれた立場を客観的にみることを、人生の岐路の選択に生かせた結果だと思います。

## 4. 「運命の主人公になれ」

司法試験に合格したとき、朝田委員長は、すごく喜んでくれたのですが、「弁護士になって良かったなあ、だけではアカンで、弁護士の中でもどんな弁護士になるのかというのが大事やで、常々考えて勉強しなさい」と言われました。

そんな事で弁護士生活45年前向きに続けることが出来たわけですが、皆さんも私と同じ70歳くらいまでは、自分を高めつつ、しんどいと思うことでも前向きに、頑張ってほしいと思います。

(太平洋法律事務所 弁護士)

編集：榎村博純 財団評議員

## 第76回全国人権・同和 教育研究集会参加報告

朝田教育財団 評議員

榎村 博純

11月29日、30日に大阪・兵庫で開催された全国人権・同和教育研究集会、第1～4分散会に分かれて参加してきました。

### 「第一分散会」

新潟県上越市城北中学校の報告、「壁をつくっていたのは私だった」部落出身のAという生徒をつうじて、担任の先生が部落に対して、壁を作っていたのは自分だったと気づく自己開示がテーマ。家庭訪問でAの保護者と部落差別について語ったことが自分の心の中の差別性に気付くきっかけとなった。

(感想) 唯一部落問題扱ったこの報告も心の有り様を考えるという内容でしたが、総括討論で滋賀の方から「学力保障・進路保障」がなぜ、全人教の大きなテーマなのかわかりますか、という問い合わせがあった。かつて学力保障・進路保障は同和教育の総和であり、ひいては教育の総和と言わってきた。いま公教育が果たす役割と、教師のできることを再確認し、同和教育の原点を忘れてはならないと言っておられた発言が印象に残った。

### 「第二分散会」

徳島県八万中学校から、不登校児が学校内の専属の先生のいる「学習室」を活用することにより進学までできるようになった、先生と親友との関わりの報告。テーマは「居場所」。福岡県田川市立鎮西小学校の報告から、自分の思いを表現することが苦手で消極的なA、Aが親の差別の体験を聞き、地元地域のイベント等の関わりで少しづつ差別の事を学んで行くと共に積極的になって行く報告。

(感想) 二日間通した印象としては、観念論的な議論が多くかった。部落をテーマとした議論は最後の福岡のレポートだけであった。

しかし、これだけ多くの教職員が全国から集まって子供のために勉強する姿には刺激を受けた2日間でした。

### 「第三分散会」

埼玉県の児玉郡市解放教育研究会から「『発見』があふれる学校にしたい～共に生きる社会に向けて私自身ができること～」、奈良県の私立奈良女子高等学校から、「チームで支える・生徒の成長する姿」、そして、高知県の「『練習中』という宝もの」で土佐市立高岡中学校からでした。

(感想) 特別支援学校や支援学級で学ぶ子どもたちにとって、進路・学力保障とは何か、という本質的な問い合わせに応えることのできるレポートだった。それは、自己の能力を絶対的に伸ばす、そのなかで新たな人間関係を創り上げていく。子どもが変わり、先生自身も変わる、そんな取組みが3つあった。

### 「第四分散会」

大阪の淡路中学校の報告は、家庭の問題に起因して、家庭に居場所がないという課題を抱えた生徒、ネパールから来て日本語が話せない生徒など、困難を抱えている生徒を、クラスの友人が支えて、しんどい課題を抱えた生徒に変化が生じてきたといった報告。「仲間づくり」の成果と言えるが、仲間づくりのための仕掛けとして、人権学習などの感想を学級通信などで紹介し、それを通じて生徒の中に相互理解が促進してきたという取り組みに注目した。

(感想) 全人教に参加する教師は、皆さん熱意をもって「だれ一人取り残さない」といった思いで生徒の学力保障に取り組んでおられることが報告だけでなく、会場参加者の討論でよく分かった。しかし、現場ではのような教師がごく一部で、他方では、働き方改革が言われている中で、「教師がそこまですべきなのか」といった熱心に取り組む教師に対して冷ややかな目で見る教師が多数存在することも感じられた。

# 第30回人権資料・展示 全国ネットワーク総会で 得られた井元麟之氏の エピソード

丸山 修氏

柳原銀行記念資料館事務局長

2025年11月27日、28日、三重県で開催された人権資料・展示全国ネットワーク30回総会に参加しました。参加団体からの報告として、園田久子公益社団法人福岡県人権研究所副理事長の話を聞きました。内容は、主に故井元麟之氏（以後井元氏）との出会いとその後の関わりについてでした。園田久子氏は、1974（昭和49）年ごろ、福岡県千代隣保館で行われていた解放子ども会の英語・数学のアルバイト講師としての面接を受けました。その面接官が、当時隣保館長の井元麟之氏でした。初対面がありました。そこから10年余り子ども会の夜のアルバイト生活が始まるのですが、面接では「女はとてもここではつとまらん！」と言われたのですが粘った末の採用であったと語られました。

私は、かつて1970年代始めごろから故朝田善之助氏（以後朝田氏）に講師をつとめていただいた社会科学の学習会に参加していました。その学習会では、前段にマルクス・レーニン主義の基礎から始まり共産党宣言等の古典を読み、後半は水平社創立から戦後の部落解放運動をめぐる朝田氏が関わってこられた方針書等を学習していました。

井元氏の闘いをたどると、1926（大正15）年、当時、井元氏が入隊した福岡連隊でおこった差別事件糾弾闘争をあげることができます。軍は、この事件をきっかけに差別糾弾闘争が全国的に波及することを恐れ「福岡連隊爆破陰謀事件」をデッチ上げ、当時全国水平社議

長であった故松本治一郎氏らが検挙されたことは有名な出来事でした。また、その8年後の1933（昭和8）年、戦後の部落委員会活動へとつながる「高松差別裁判糾弾闘争」においても朝田氏と井元氏は共に闘ってこられました。

このように井元氏が、部落解放運動における歴史的な人物であることは、知ってはいたもののその人となりについて知ることはありませんでした。その意味で、今回総会に出席したことで得られた収穫でした。

園田久子氏は、井元氏との長い関わりの中で、特にいつまでも記憶に残る示唆に富んだ言葉の数々について思い出と共に語っていました。その中でも、私が印象に残ったのは、今、崇仁において大きな課題となっている「新たなまちづくり」について教訓として覚えておきたい一言でした。

井元氏は、当時の解放子ども会開級式において毎回「1年のはかりごとをなさんとするものは稲を植える/10年のはかりごとをなさんとするものは木を植える/100年のはかりごとをなさんとするものは人を植える」と言っておられたそうです。これまで、崇仁のまちづくりを進めるにあたりわれわれも「まちづくりは、人づくり」と良く言ってきたことは、間違いではないなと共感すると同時に改めて肝に銘じながら活動をつづけなければならぬと思いました。

最後に、持ち回りで実施される人権資料・展示全国ネットワーク31回総会は、2026年度京都で開催されます。については、ネットワークに登録されている朝田教育財団、柳原銀行記念資料館、世界人権問題研究センター、京都部落問題研究資料センター、ツラッティ千本の5団体が開催準備を進めなければなりません。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

（朝田教育財団 評議員）

## 2025年度 後期近況報告

### 法科大学院受験と人権問題

Y. K

先日、志望していた法科大学院の入試を終えた。出願準備から始まり、試験対策と、多岐にわたる学習に集中した数ヶ月間だった。現在は結果を待っている段階ですが、持てる力のすべてを出し切ったという点では悔いはない。特に、自身の得意科目については、学部の学びを活かし、深い理解をもって臨めたと思う。合格発表を待ちながら、引き続き学習に励み、春からの新たな環境で法曹としての土台を築けるよう準備を進めていきたい。

入試に向けた学習を進める中で、現代日本社会が直面する国籍・民族に関する差別の問題に強い関心を抱くようになった。近年、日本の経済や社会はグローバル化が進み、外国人労働者や外国にルーツを持つ人々の存在感が増している。これにより、国籍や移民政策に関する国民の関心はかつてなく高まっている。しかし、その関心の高まりと同時に、不確実な情報や誤解から、特定の国籍の人々や民族に対する偏見や差別的な感情が生じ、社会に拡大している現状があるようだ。この負の側面が顕著に表れるのが、ヘイトスピーチの問題だ。特定の属性を持つ人々に対する差別や憎悪を煽る表現は、その攻撃の対象者たるマイノリティの人々の人格と尊厳を深く傷つけ、社会からの排除を助長する。

私は法律の学習を進める中で、こうしたヘイトスピーチの問題について深く考えるようになった。ヘイトスピーチは「表現の自由として憲法上保障される」との意見もあるが、特定の属性を持つ人々の人権を侵害する行為である。表現の自由は、民主主義社会に不可欠だが、他者の基本的人権を侵害し、差別を助長するような言論は、他の権利利益との調整を慎重にはかるべきだ。

特に在日コリアンの方々をはじめとする、長年にわたり日本社会の一員として暮らしてきた外国籍・外国ルーツの人々に対するヘイトスピーチは、その人々の社会的な安全と生活基盤を脅かし、自由な社会参加を妨げる。

これは、単なる個人の感情的な意見の表明ではなく、歴史的・構造的な差別の上に成り立つ、許容しがたい行為である。

表現の自由には、ある表現に対する批判や反論によって表現の質を改善していくことができるという対抗言論の理論・性質が存在する。しかし、ヘイトスピーチの対象となる人々は歴史的に見ても抑圧されてきた人々が多く、有効な批判・反論を期待にくいこともしばしばあるため、上記理論がなかなか機能しにくいということを学んだ。私は法曹として、そのような抑圧されている少数者の人権を擁護したい。

また、憲法14条が保障する平等には、国籍を理由とする不当な差別を受けない権利が含まれるが、現実には、外国人であることを理由とした公的な差別や、社会生活における排除が看過されがちだ。このような問題にも将来的に積極的に、深く考えていきたい。私がこれらの問題について興味をもって考えることができたのは、「部落問題」という日本の歴史と社会に根深く残る差別構造を学んだ経験があるからだと思う。部落差別も、出身という当事者が選択できない属性を理由に、偏見と差別的固定観念が広がり、人々の尊厳と機会が奪われるという構造を持っている。

国籍や民族をめぐる現代の差別構造と、歴史的な部落差別は、「特定の属性を持つ人々を社会から排除しようとする」という点で、共通の差別の本質を内包しているように思う。この理解こそが、法曹を目指す私にとって、どのような差別の問題にも当事者の視点に立って、真摯に向き合うための羅針盤となっているように思う。

法科大学院に進学し、法を学ぶことは、社会に残るさまざまな差別を是正するための一手段を修得することに他ならない。今後も、法曹となるべく、精一杯精進していきたい。

(大学 法学部 4回生)

## 財団の奨学金を支えに 学業に専念

M. R

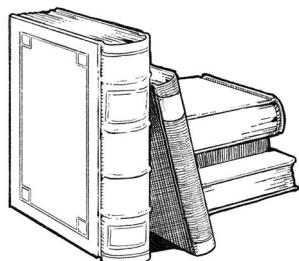
現在、卒業を目前にして学業の集大成となる時期を迎えていました。あと2回の卒業試験、そして臨床検査技師国家試験を控えており、日々計画を立てながら学習に取り組んでいます。

これまで学校で学んできた専門知識や技術を確実に身につけることを目標に、苦手分野の復習や理解の浅い内容の整理を行い、知識を定着させることを意識して勉強を進めています。限られた時間の中で、国家試験合格という目標に向けて一日一日を大切にしながら努力を続けています。そして、エコー（超音波検査）に関する卒業研究を終え、卒業論文も無事に提出することができました。また、就職活動も終了し、来年度からの進路が決定しました。

就職活動を通して様々な施設や方針に触れる中で、専門知識や技術だけでなく、責任感や学び続ける姿勢の重要性を改めて実感し、学生として過ごす時間の一つ一つが将来に繋がっていることを意識するようになりました。学生生活で得た知識や経験を大切にし、就職後も卒業研究で学んだエコーの技術をはじめ、学校で学んだことを現場で生かしながら成長していきたいと考えています。

奨学金の支援により、経済的な不安を抱えることなく学業に専念できていることは、自分にとって非常に大きな支えとなっています。その支えがあったからこそ、卒業研究や国家試験に向けた勉強にも前向きに取り組むことができていると感じています。残りの学生生活を悔いのないものとし、国家試験合格、そして専門職としての第一歩を確実に踏み出せるよう、今後も努力を重ねていきたいです。

(大学 健康科学部 4回生)



## 住民の尊厳と意志が 尊重される復興を

H. M

### 1. 授業・研究、クラブ活動、

ボランティア活動など

博士後期課程2年目の後半に入り、博士論文に向けた研究の位置づけを明確化しながら、分析および執筆を本格化させている。査読論文の執筆も進めており、博士論文としての構成を見据えた整理・検討を継続している。

11月末には農村計画学会において学会発表を行い、能登半島地震後の石川県輪島市南志見地区を対象に、地域組織の分類と役割変化、ならびに組織間協働の実態について分析結果を報告した。本発表を通じて、公立小中学校が地域内に存在しない復興過程においては、地縁的なつながりが弱まりやすい一方で、仮設住宅の立地や震災前から地区の中心であった集落が、人の集まりや地域活動の拠点として引き続き重要な役割を果たしていることが示唆された。これらの知見は、学校という公共拠点の移動・不在が地域構造に与える影響を検討する自身の研究とも密接に関連している。

研究と並行して、所属する農村計画学会災害対応委員会では、能登半島地震後およそ1年半にわたり、石川県輪島市南志見地区において復興支援活動を継続してきた。これまで住民懇談会の開催を重ねてきたが、後期に入つてからは区長会を中心とした地域内の意見集約を支援し、市への要望書提出に向けた整理作業に取り組んでいる。

### 2. 「奨学生の集い・学習会」への

期待・要望など

後期に入り、博士課程と仕事の両立を本格的に再開したことで、時間的・精神的な負担の大きさを改めて実感している。一方で、限られた時間の中で研究を進めるための優先順位付けや、作業の効率化について試行錯誤を重ねる機会にもなっている。

今後の「奨学生の集い・学習会」については、将来的に学業と仕事、あるいは家庭との両立を目指す奨学生が増えることも見据え、研究と生活を両立させるための工夫や課題を共有できる機会として位置づけられることを期待

している。また、分野の異なる奨学生との交流を通じて、自身の研究を相対化し、長期的な研究計画やキャリア形成について考えるきっかけとなる場になることを望んでいる。

### 3. 差別・人権

現地での調査・支援活動を通じて、能登半島地震および奥能登豪雨から一定の時間が経過した現在においても、南志見地区では道路や河川、水道、通信施設、農道や水路などのインフラ復旧が十分に進んでおらず、住民の生活や生業に継続的な支障が生じていることを実感している。こうした物理的な被害の長期化に加え、被災直後と変わらない風景が残り続けることが、住民の復興に向けた前向きな意欲を徐々に削いでいる点は、人権尊重の観点からも重要な課題であると感じている。

復興の遅れは単なる生活環境の問題にとどまらず、「この地域で暮らし続けたい」という住民の意思表明や選択の自由を狭める要因となり得る。こうした状況に対しては、行政による制度的支援だけでなく、地区の声を丁寧にくみ取り、復旧・復興の方向性に反映させていく姿勢が不可欠である。

今後も、外部からの伴走的な支援を通じて、住民の尊厳と意思が尊重される復興の実現に寄与していきたいと考えている。

(大学院 博士後期課程 2回生)

## 現職を経て、新たに奨学生として O.S

今回、新たに奨学生として採用いただきましたO.Sと申します。奨学金を通じて私の学びを支えていただけたことに、心より感謝申し上げます。私は大学卒業後、兵庫県の特別支援学校において11年間勤務してまいりましたが、自身の教職力量をさらに高め、より根拠に基づいた支援を実践したいと考え、令和7年度より大阪教育大学教職大学院へ進学いたしました。

現在は「特別支援学校の授業場面における問題行動の改善—ポジティブ行動支援による望ましい学習行動を育む支援の実践—」をテーマに研究を進めています。知的障害特

別支援学校では、自分を傷つける、他人を傷つける、物の破壊といった問題行動を示す児童生徒を担任することは決して珍しくありません。こうした行動への予防的なアプローチとして、ポジティブ行動支援 (Positive Behavior Support:PBS) が国内外の研究でも有効性が報告されています。PBSとは「当事者のポジティブな行動（本人のQOL「生活の質」向上に直結する行動）を、罰的ではない肯定的・教育的・予防的な方法で支援するための枠組み」(日本ポジティブ行動支援ネットワーク, 2022) であり、私はこの視点に基づいて授業中の離席や集中の途切れが生じやすい児童生徒に対し、課題の明確化、待ち時間の短縮、成功体験を重ねられる課題提示などの工夫を行っています。児童生徒の行動を「その子の問題」と捉えるのではなく、「環境側の改善で何ができるか」という視点に立つことが、より安全で学びやすい教室づくりにつながると実感しています。

また、11年間の教員経験を通して、同和教育の重要性を改めて強く認識するようになりました。現在、学校現場では指導内容が多岐にわたるため、同和教育が人権学習の一領域として扱われる中で、歴史的背景を十分に扱わないまま「差別はいけない」という表層的理解で終わってしまう実態があります。さらに、教員自身が同和問題の歴史的経過や現代の差別のかたちを深く理解しておらず、正確な知識をもたないまま指導にあたってしまうという課題も見えてきました。

教育に携わる者として、私は子どもたちが人権について正しく学ぶだけでなく、教員がまず確かな知識を身につけ、安心して学べる環境を整えることが不可欠であると感じています。部落差別の歴史と現状を子どもたちが自ら調べ、意見交換し、現代社会につながる課題として捉えられる授業を実施するためには、教員研修の充実や外部機関との連携が欠かせません。

今後も大学院での学びを深めながら、PBSに基づく肯定的な支援と人権教育を両立させ、すべての児童生徒が尊重される学習環境づくりに貢献していきたいと考えております。引き続きご支援とご指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(大学院 連合教職実践 1回生)

# 「朝田善之助賞」

## 第4回募集について

### 1. 趣 旨

公益財団法人朝田教育財団は、部落の青少年などの教育を振興するとともに、部落問題に関する研修、啓発および研究を行い、もって部落問題の解決に寄与することを目的として1981年に設立され、2022年には、朝田教育財団設立40周年、朝田善之助生誕120周年及び全国水平社創立100周年の記念すべき年を迎えました。さらに2023年は、「朝田善之助記念館」開設5周年になり、これを契機に「朝田善之助賞」を設けました。本財団の趣旨を理解し、部落問題解決のための研究を意欲的に推進しようとされる方に対して助成事業を実施することにいたしました。

2025年3月、第1回「朝田善之助賞」、井上新二様、西播磨部落問題学習会様が受賞されました。

### 2. 名 称

公益財団法人 朝田教育財団「朝田善之助賞」

### 3. 応募対象者

研究者(在野で研究する人も含む)、大学生、大学院生、保育・幼児教育関係者、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、総合支援学校教員など幅広い方々を対象とします。研究活動に取り組んでおられる方だけでなく、教育現場で日々創造的な教育実践に携わっておられる方も対象者としています。個人での研究だけでなく、団体やグループでの研究も対象とします。

### 4. 申請書

申請しようとされる方は、財団ホームページから申請様式をダウンロードし、データまたは郵送で申請してください。

### 5. 申請期間

本事業の実施は2023年度から5年間とします。2026年の申請については8月から11月末日までです。

### 6. 助成対象者及び受賞者の決定

助成対象者及び「朝田善之助賞」受賞者は当財団理事会で決定します。1年5件までとします。なお、選考に当たっては、「朝田善之助賞」の趣旨を踏まえ総合的に判断します。

### 7. 対象とする論文等の研究分野

研究分野については、研究テーマ・研究課題・研究成果が部落問題解決に向けた明確な展望とそのための道筋を示しうるものであって、研究テーマは、部落の生活、仕事、教育、福祉、街づくり、歴史など部落問題解決へのアプローチとします。

### 8. 助成対象者の決定

助成対象者は2027年1月に決定し、決定後速やかに申請者に通知します。

また、助成対象者には、決定時に研究を行うための助成金として、各個人または団体(グループ)に5万円を支給します。

### 9. 「朝田善之助賞」

助成対象者は2027年11月までに研究成果をまとめ研究報告書を提出していただきます。提出いただいた研究報告書をもとに「朝田善之助賞」を2028年3月に決定します。「朝田善之助賞」として、各個人には1件につき10万円、団体には1件につき30万円の賞金と賞を授与します。特に優れた研究内容と認められる場合は最大50万円まで支給します。

### 10. 研究報告会

「朝田善之助賞」受賞者は、2028年7月開催予定の研究報告会で研究概要を報告していただきます。

# 朝田教育財団 奨学生 2026年度募集

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田善之助（元・部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。公益目的の奨学事業として、部落問題の解決に寄与する意志を有する学生などに、高等教育の就学を支援しています。

募集対象	1. 大学院奨学生 2. 大学奨学生 3. 前各号に準じる奨学生（短期大学、高等専門学校生など）
奨学金の額	次の1または2の額のうち、いずれかを選択できます。 1. 月額50,000円（年額600,000円） 2. 月額80,000円（年額960,000円） ただし、その年度の奨学金予算および採用人数により、 奨学金の額を減額して採用を決定することがあります。
貸与期間	原則として、正規の最短修業年限です。
返還方法	貸与終了後の6ヶ月を経過した翌月から、20年以内に、奨学金の全額を無利息で返還していただきます。
募集人員	（新規採用）若干名
応募資格	部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、 次の1または2に該当する者 1. 京都府内に（法人本部の）ある大学院・大学・短期大学・高等専門学校 (独立行政法人高等専門学校4年生以上)に在学している者 2. 京都府を出身地とする者で、京都府外にある大学院・大学・短期大学・ 高等専門学校（1に同じ）に在学している者 3. 本財団の奨学生であった者が、新たに京都府外にある大学または大 学院などに進学し、在籍する者（本年度より追加）
応募書類	1. 奨学生願書（朝田教育財団所定の様式） 連帯保証人と連署 2. 推薦書（朝田教育財団所定の様式） 大学などの学長（または学部長、専攻学科長、指導教授）、 高等学校の学校長もしくは朝田教育財団役員などによる推薦 3. 在学証明書（または合格証明書） 4. 部落問題をテーマとする小論文 (2000字以上、A4サイズ原稿用紙またはそれに準じた様式) このうち「奨学生願書」「推薦書」は朝田教育財団までご請求ください。
参考図書	『新版差別と闘いつづけ』朝田善之助、朝日選書145、朝日新聞出版、1979年
応募締め切り	<b>2026年4月末日</b> なお、募集人員に欠員が生じた場合は、その年度途中であっても応募を 受け付けることがあります。詳細はお問い合わせください。
選考方法	第1次：書類審査 第2次：面接審査（5月中下旬ごろ）
採用通知	<b>2026年6月（予定）</b>

## 奨学金の一部返還免除制度を実施しています。

朝田教育財団は、2021年財団設立40周年、2022年は、財団創立者であり初代理事長朝田善之助生誕120周年を迎えるました。また、2022年は全国水平社創立100周年の記念すべき年でもありました。

朝田教育財団は記念イベント等の「2022年周年事業」を実施いたしました。その一環として「新たな奨学事業」として、「奨学金一部返還免除制度」を導入しました。

近年、非正規雇用の増大などで卒業後の雇用・収入は不安定となり、学生を取り巻く環境は厳しいものとなっています。高等教育費を補充する奨学金への社会的要望が増加しているにもかかわらず、貸与奨学金の返済額が過多になり、卒業後の生活不安が大きな課題となっています。

こうした社会環境の中で朝田教育財団は、一部給付制を実現するものとして、返還免除制度を実施することにしました。就学・学習意欲を高め、資格取得等就労へと結びつくような免除規定としています。これにより有為な人材を育てることを目的とする当財団の奨学事業を活性化したいと考えています。

### 奨学金免除基準と免除額

#### 1 5段階制

##### GPA成績評価での一部免除

(4段階制GPAは5段階制に換算する。)

小数点2位以下は四捨五入する。)

①各学年のGPAが、2.3以上の場合、その学年で貸与した月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

②GPAが、2.3に満たなかった学年成績があったとしても、4年間の総合評価で2.3

以上になった場合は、該当しなかった学年の貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

以上により大学4年間で96万円の返還免除が受けられることになります。

#### 2 資格取得等による一部免除

##### (1)資格取得による一部免除

所定の大学等を卒業または指定科目を履修することで得られる受験資格によって、次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

医師・歯科医師・薬剤師・社会福祉士・看護師・保健師・助産師・臨床検査技師・臨床工学技士・臨床心理士・管理栄養士・司法試験・税理士・公認会計士・弁理士など。

##### (2)単位履修資格による一部免除

指定された大学等で所定の単位を履修すれば、卒業時に得られる次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月1万円**を免除する。

教員免許・栄養士・保育士・学芸員・測量士補・介護福祉士など。

##### (3)就職による一部免除

前項(2)で取得した資格を用いて、就職した場合は、貸与月額奨学金からさらに**各月1万円**を免除する。

(4)上記に記載した以外の資格については理事会にて審議する。

#### 3 最大免除額

各人の最大免除額は月額4万円を限度とする。

## 朝田教育財団「贊助金」ご協力のお願い

### 法人の設立趣旨と公益目的事業

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田 善之助（元 部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。次のような目的をもって、公益目的事業を実施しています。

#### 法人の目的

- (1) 部落問題の解決に寄与する意思を有する青少年などの教育を振興する。
- (2) 部落問題の研修・啓発・研究を行い、その解決に寄与する

#### 公益目的事業

##### (1) 奨学事業

部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、京都府内（京都府出身の場合は京都府外を含む）にある大学院・大学・短期大学などに在学する者に、高等教育の就学を支援する。

【奨学金の貸与、奨学生の学習会】

##### (2) 部落問題に関する研修・啓発・研究事業

市民、とくに学校教職員、行政職員などを対象に、同和教育・部落問題に関する現在の課題をテーマとして、部落問題の解決への展望を切り開く研修会を開催する。

【同和教育研修会の開催、広報紙の発行】

##### (3) 部落問題に関する資料の収集・整備事業

朝田 善之助より寄贈された資料（約5万点）を公開しています。現在資料データを作成中です。

【資料目録の作成】

### 朝田教育財団「贊助金」

これらの趣旨・目的のご理解と「贊助金」（一般寄附金）のご協力をお願い申し上げます。

「贊助金」は、公益目的事業の積極的な発展と拡充を図るための財政的支援、とくに奨学生を育成するために活用させていただきます。

#### 贊助金の額

個人 1口 3,000円 または 任意の額

法人 1口 50,000円

★個人の口数は、なるべく2口以上のご協力をお願いいたします。

★法人・団体の「代表者名」をもって贊助金をご寄附くださいました場合、「個人」寄附として受領することもできます。

★朝田教育財団の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までです。

#### 送金方法

ゆうちょ銀行[郵便局]（金融機関コード9900）

郵便振替口座

記号番号 00930-1-241561

○九九店[ゼロキュウキュウ]（店番099）

当座預金 口座番号 0241561

加入者名 朝田教育財団

京都銀行（金融機関コード0158）

銀閣寺支店（店番141）

普通預金 口座番号 3221067

口座名義 (ザイ)アサダキヨウイクザイダン

#### 寄附者への広報・案内

★広報紙『朝田教育財団だより』年2回の送付

★朝田教育財団主催『同和教育研修会』の案内

★朝田教育財団発行『研修・啓発資料』の送付

★学習・研修の講師派遣の相談、情報の提供など

### 継続的にご支援ください

継続的にご支援いただく際は、「ゆうちょ銀行 総合口座通帳」自動払込み（通常貯金から振替口座へ送金）のご利用が便利です。

「自動払込利用申込書」をご提出ののち、所定の期日（1月、7月）に、一定の金額（申し込み時に登録された金額）を自動的に送金できます。払込み手数料は不要です（当法人が負担します）。

当法人事務局へご連絡くださいましたら、寄附金の額を容易に変更でき、払込みも停止できます。寄附金は「税額控除」が適用されます。詳しくは領収書に同封して発送いたします。

公益財団法人 朝田教育財団

Asada Educational Foundation

606-8417 京都市左京区浄土寺西田町 2 番地

Office Address 2 Nishida-cho, Jyodoji, Sakyo-ku, Kyoto 606-8417, Japan

Website URL <http://www.asada.or.jp>

Phone 075-751-1171

E-mail Address [office@asada.or.jp](mailto:office@asada.or.jp)

Fax 075-751-1789